

固定資産税ガイド

問合せ 税務課資産税係 ☎0833(72)1400 内線251・252

固定資産課税明細書を

お届けします

平成21年度固定資産（土地・家屋）課税明細書を4月上旬にお送りします。

これは、納税者の皆さん（納税義務者または納税管理人、共有物件についてはその代表者）に、課税内容を確認していただくためのものです。

この明細書には、平成21年1月1日（賦課期日）現在、市の固定資産課税台帳に登録されている人の所有する土地・家屋を記載しています。内容をご覧になって、すでに土地の利用状況が変わっている場合や、家屋の新築・増築・滅失等異動があつ



た場合など、ご不明な点がありましたら、税務課資産税係までご連絡ください。

なお、平成21年度の固定資産税および都市計画税の納税通知書は、5月上旬に発送の予定です。納税通知書の税額は、この明細書の内容に基づいて算出されます。

また、来年度の確定申告の際にこの明細書をご活用ください。

固定資産の縦覧について

納税者が他の土地・家屋の価格との比較を通じて、自己の所有資産の価格が適正かどうか確認するため、縦覧帳簿をご覧になれる制度（縦覧制度）があります。ご覧になりたい人は、市役所税務課資産税係にお越しください。

縦覧期間 4月1日（水）～6月1日（月）（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課資産税係
縦覧できる人 光市内に固定資産を所有している納税者、納税管理人および代理人

代理人の場合は委任状が必要です。

借地・借家人および権利関係者は縦覧できませんが、権利関係を証明するものを提示いただくことで、該当する資産の縦覧・証明書の申請は可能です。

縦覧に必要なもの 課税明細書もしくは納税通知書、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）、印鑑（認め印）

縦覧内容

土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）
家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）
手数料 無料
縦覧台帳のコピーはできません。

縦覧・証明申請について

固定資産課税台帳は、固定資産の所有者、納税管理人および代理人以外に、借地・借家人についても、該当する資産の縦覧・証明書の申請ができます。

縦覧・証明申請に必要なもの 身分証明書（運転免許証、健康保険証

など）、印鑑（認め印）
借地・借家人および権利関係者は、権利関係を証明するもの（契約書など）

代理人の場合は委任状
各種手数料（ただし、縦覧期間中の縦覧は無料）

不服・審査の申し出

登録された土地・家屋の評価や価格に不服がある場合は、市固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

審査申出期間 4月1日から納税通知書到達後60日まで

平成21年度固定資産税の納期

【第1期】

平成21年5月1日（金）

～6月1日（月）

【第2期】

平成21年7月1日（水）

～7月31日（金）

【第3期】

平成21年12月1日（火）

～12月25日（金）

【第4期】

平成22年2月1日（月）

～3月1日（月）